

平成29年3月第9回亶理町議会定例会会議録（第6号）

○ 平成29年3月21日9回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 鈴木 高行  | 2 番 | 渡邊 重益  |
| 3 番 | 小野 一雄  | 4 番 | 佐藤 邦彦  |
| 5 番 | 小野 典子  | 6 番 | 高野 進   |
| 7 番 | 安藤 美重子 | 8 番 | 渡邊 健一  |
| 9 番 | 高野 孝一  | 10番 | 佐藤 正司  |
| 12番 | 大槻 和弘  | 13番 | 百井 いと子 |
| 14番 | 鈴木 邦昭  | 15番 | 木村 満   |
| 16番 | 熊田 芳子  | 17番 | 佐藤 アヤ  |
| 18番 | 佐藤 實   |     |        |

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

		副 町 長	
町 長	齋 藤 貞	企画財政課長	三戸部 貞 雄
		事務取扱	
総務課長	阿 部 清 茂	企画財政課	関 本 博 之
		財務班長	
企画財政課	宍 戸 和 博	企画財政課	南 部 浩 秀
企画班長		復興管理班長	
用地対策	山 田 勝 徳	税務課長	西 山 茂 男
課 長			
町民生活	南 條 守 一	福祉課長	佐 藤 育 弘
課 長			
被災者支援	吉 田 美 和 子	健康推進	岡 元 比 呂 美
課 長		課 長	
農林水産	齋 藤 幸 夫	商工観光	齋 義 弘
課 長		課 長	
都市建設	佐々木 人 見	復興まちづくり	袴 田 英 美
課 長		課 長	
上下水道	川 村 裕 幸	会計管理者	牛 坂 昌 浩
課 長		兼会計課長	
教育長	岩 城 敏 夫	教育次長	鈴 木 邦 彦
		兼学務課長	
生涯学習	佐 藤 和 江	農業委員会	菊 地 和 彦
課 長		事務局長	
選挙管理委員会	阿 部 清 茂	代表監査	澤 井 俊 一
書記長		委 員	

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長 渡 辺 壯 一 庶務班長 伊 藤 和 枝

主 事 櫻 井 直 規

議事日程第6号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第31号 平成29年度亶理町一般会計予算
- 日程第 4 議案第32号 平成29年度亶理町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第33号 平成29年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算
- 日程第 6 議案第34号 平成29年度亶理町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第35号 平成29年度亶理町土地取得特別会計予算
- 日程第 8 議案第36号 平成29年度亶理町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第37号 平成29年度亶理町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第10 議案第38号 平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計予算
- 日程第11 議案第39号 平成29年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第40号 平成29年度亶理町工業用地等造成事業特別会計  
算
- 日程第13 議案第41号 平成29年度亶理町水道事業会計予算  
(以上11件一括議題・特別委員会委員長報告)
- 日程第14 議案第42号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第43号 工事請負変更契約の締結について(平成27年度太  
陽光発電施設用地水路復旧工事)
- 日程第16 報告第 3号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)
- 日程第17 報告第 4号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)
- 日程第18 報告第 5号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)
- 日程第19 報告第 6号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

日程第20 委員会の閉会中の継続審査申出について

日程第21 委員会の閉会中の継続調査申出について

日程第22 委員会の閉会中の先進地調査申出について

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、14番 鈴木邦昭議員、15番 木村 満議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長提出議案についてであります。

町長から、追加議案2件、報告4件が提出されております。

第2、予算審査特別委員長から、審査報告書を受理しております。

第3、産業建設常任委員長から、付託案件審査について、閉会中の継続審査の申出を受理しております。

第4、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出を受理しております。

第5、総務常任委員長及び産業建設常任委員長並びに教育福祉常任委員長から、閉会中の先進地調査の申出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 追加議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。町長、登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） 追加議案の説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げご審議賜りますのは、議案2件及び報告4件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

初めに、議案第42号 亙理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令により、国民健康保険税の低所得者に係る軽減判定所得基準が変更になるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第43号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度 太陽光発電施設用地水路復旧工事）につきましては、工事の設計内容の変更に伴う請負金額の増額など、変更契約の必要が生じたので地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第3号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）につきましては、平成27年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その3）工事において、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の減額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により平成29年3月2日専決処分したものであります。

報告第4号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）につきましても、平成27年度（復交）町道五十刈線橋梁かけかえ工事において、工事の一部内容変更に伴う工事費の減額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、平成29年3月2日専決処分したものです。

報告第5号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）につきましては、平成28年度吉田地区防災広場整備工事（復交）において、工事の一部内容変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、平成29年3月3日専決処分したものです。

報告第6号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）につきましても、平成28年度逢隈地区防災広場整備工事（復交）において、工事の一部内容変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定によ

り平成29年3月3日専決処分したものであり、報告第3号から報告第6号までの4件の報告案件について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会へ報告するものであります。

以上、追加提出議案についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議を賜り、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 追加提案の説明が終わりました。

日程第 3 議案第 31号 平成29年度亘理町一般会計予算から

日程第 13 議案第 41号 平成29年度亘理町水道事業会計予算まで

（以上11件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第31号 平成29年度亘理町一般会計予算から日程第13、議案第41号 平成29年度亘理町水道事業会計予算までの以上11件を一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 本件に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長登壇。

〔予算審査特別委員会委員長 渡 邊 健 一 君 登壇〕

予算審査特別委員会委員長（渡邊健一君）

平成29年3月17日

亘理町議会

議長 佐藤 實殿

予算審査特別委員会委員長

渡邊健一

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### 記

1、付託事件。議案第31号 平成29年度亘理町一般会計予算、議案第32号 平成29年度亘理町国民健康保険特別会計予算、議案第33号 平成29年度亘理町奨学資金貸付特別会計予算、議案第34号 平成29年度亘理町公共下水道事業特別会計予算、

議案第35号 平成29年度亶理町土地取得特別会計予算、議案第36号 平成29年度亶理町介護保険特別会計予算、議案第37号 平成29年度亶理町介護認定審査会特別会計予算、議案第38号 平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計予算、議案第39号 平成29年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算、議案第40号 平成29年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算、議案第41号 平成29年度亶理町水道事業会計予算。

2、審査の経過。平成29年3月第9回亶理町議会定例会において当委員会に付託された平成29年度亶理町一般会計予算外11件の審査のため、3月13日から16日までの4日間委員会を開催しました。審査に当たっては、担当課長等に説明員として出席を求めました。

3月13日月曜日、議案第31号 平成29年度亶理町一般会計予算。歳入全部。歳出、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費審査。

3月14日火曜日、議案第31号 平成29年度亶理町一般会計予算。歳出、第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第10款教育費、第11款災害復旧費審査。議案第33号 平成29年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算審査。

3月15日水曜日、議案第32号 平成29年度亶理町国民健康保険特別会計予算審査。議案第34号 平成29年度亶理町公共下水道事業特別会計予算審査。議案第35号 平成29年度亶理町土地取得特別会計予算審査。議案第36号 平成29年度亶理町介護保険特別会計予算審査。議案第37号 平成29年度亶理町介護認定審査会特別会計予算審査。議案第38号 平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計予算審査。議案第39号 平成29年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算審査。議案第40号 平成29年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算審査。議案第41号 平成29年度亶理町水道事業会計予算審査。

3月16日木曜日、現地調査。

3、審査の結果。各会計予算審査の結果、各予算とも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第38号 平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計予算については、指定管理者との協定成立後、予算を精査し必要な措置を講じられるよう望みます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。

議案第31号から議案第41号までの以上11件については、議長を除く16人の委員をもって4日間審議いたしましたものであります。よって、質疑は先例に従い省略し、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第31号 平成29年度亙理町一般会計予算について、討論を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第31号 平成29年度亙理町一般会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第31号 平成29年度亙理町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計予算について、討論を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第32号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第32号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成29年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第33号 平成29年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第33号 平成29年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成29年度亙理町公共下水道事業特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第34号 平成29年度亙理町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第34号 平成29年度亙理町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成29年度亙理町土地取得特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第35号 平成29年度亙理町土地取得特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第35号 平成29年度亙理町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成29年度亙理町介護保険特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第36号 平成29年度亙理町介護保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第36号 平成29年度亙理町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成29年度亙理町介護認定審査会特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第37号 平成29年度亙理町介護認定審査会特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第37号 平成29年度亙理町介護認定審査会特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第38号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第38号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成29年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第39号 平成29年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第39号 平成29年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成29年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号 平成29年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第40号 平成29年度亙理町工業用地等造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成29年度亙理町水道事業会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第41号 平成29年度亙理町水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第41号 平成29年度亙理町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る討論、採決は終了いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。休憩。

午前10時35分 休憩

午前10時57分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第42号 亙理町国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第42号 亙理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局から提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 議案第42号、議案書の1ページになります。亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

亶理町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正につきましては、本年2月22日に国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が交付されたため、当初議案に間に合わず、追加議案となったものでございます。

改正の内容でございますが、低所得者に対する軽減措置として応益分の均等割、平等割分を所得に応じて軽減するというもので、5割と2割に軽減する際の軽減判定所得額を引き上げることにより負担の軽減を図るものでございます。

33ページをお開き願います。新旧対照表によりご説明申し上げます。

第23条、国民健康保険税の減額、これにつきまして、2号のほうでございますが、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるため、被保険者の数に乗すべき金額を26万5,000円から27万円に、第3号におきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるため、被保険者の数に乗すべき金額を48万円から49万円とするための改正でございます。

1ページにお戻り願います。

附則第1項、施行期日、この条例は平成29年4月1日から施行する。

第2項、適用区分、改正後の亶理町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なし認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第43号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度太陽光発電施設用地水路復旧工事）

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第43号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度太陽光発電施設用地水路復旧工事）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局から提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長（三戸部貞雄君） では、議案第43号につきましてご説明申し上げます。

議案第43号 工事請負変更契約の締結について。平成28年10月27日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするものでございます。

工事名につきましては、平成27年度太陽光発電施設用地水路復旧工事。

請負金額であります。変更後の金額が6,484万6,440円です。変更前の金額が4,658万3,640円で、1,826万2,800円の増額となるものでございます。

契約の相手方でございますが、亶理町長瀬字南原193番地133の株式会社渡辺工務店でございます。

資料に基づきまして説明申し上げます。

契約の締結年月日でございますが、平成27年10月27日でございます。契約の変更年月日、第1回目ですけれども、平成28年3月18日、第2回の変更契約年月日が平成28年8月9日、第3回の変更契約年月日が平成28年10月27日でございます。この1回目の変更契約年月日と第3回の変更契約年月日につきましては、工期のみの延長の変更でございます。

工事の内容でございますけれども、この工事につきましては、東日本大震災で被災した、いわゆる吉田東部地区の災害危険区域の水路等の復旧を行う工事でございます。

工事の概要でございますけれども、既設の柵渠水路復旧工につきましては変更前と同じでありますけれども、土水路の復旧工ということで252.8メートル分を、当初は土水路により復旧する計画であったわけでありまして、この現状は砂質土が多いということから、のり面の崩壊が著しいというようなことから、排水フリームに変更を行ったものでございます。この土水路に変わしまして、排水復旧工では接続部分の延長も含めまして364.3メートルに変更するものでございます。

あともう一つは、いわゆるこの水路等については、震災によりまして埋塞しておいたわけでありまして、この水路の土砂の撤去を行ったところ、護岸工、この地区は張りブロックで施工されておいたわけでありまして、この張りブロックの破損が激しく、護岸としての機能を維持することが困難であるという内容から、この護岸の張りブロック工490平方メートルを増工したものでございます。

工期については変更前と同じでございます。

次のページには位置図と平面図を載せておりますので、ごらんいただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 質問いたします。

第3回の変更契約年月日が平成28年10月27日です。その後、12月定例会、1月に臨時会がありました。そして、今回3月定例会中ですが、その最終日に追加議案として出てきているわけです。工期は3月27日となっております。この状況というのは、もう昨年度からわかっていたことではないかと思われまして、もう少し議案提出を早くするというような方法もあったのではないかと思われまして、その点いかがお考えでしょうか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） お答えしたいと思います。

まず、1月臨時会があったわけですが、その当時、工事関係の資料が一部警察のほうに押収されておいたため、数量の取りまとめやそれに基づく現場確認が行えませんでした。実際、もちろん残っておいた資料もございますが、警察から資料を受け取ったのが年明けた1月中旬でございましたので、それから全員協議会等へもご説明申し上げましたが、弁護士への相談も重ねていきまして、処理方法に

ついて検討したところ、時期が今回の議会になったものでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 報告第3号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）  
から

日程第19 報告第6号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）  
まで

（以上4件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第16、報告第3号 専決処分の報告についてから日程第19、報告第6号 専決処分の報告についてまでの以上4件は、関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 報告第3号から報告第6号について、当局から提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長（三戸部貞雄君） では、最初に報告第3号についてご説明申し上げます。

報告第3号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。平成29年3月2日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。よって、同条第2項の規定により報告するも

のでございます。

専決処分書でございますが、平成27年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その3）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月2日でございます。

8ページをお開き願いたいと思っておりますけれども、工事名につきましては、平成27年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その3）工事でございます。

契約年月日が平成27年12月11日、変更契約年月日が平成28年9月5日でございます。第2回の変更契約年月日が平成29年3月2日でございます。

変更前の請負金額が1億3,500万円、変更後の請負金額が1億3,031万3,880円でございます。よって、468万6,120円の減額となるところでございます。

契約の相手方でございますが、亘理町長瀬字南原193番地133、渡辺工務店・芦名組・丸福建設復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

この工事につきましては、避難道路の整備事業として位置づけております町道の荒浜大通線において、荒浜地区の交流センターから九号排水路までの延長640メートルある区間の道路工事を実施したものでございます。この工事の間でありますけれども、延長にして約160メートルほどあるわけでありましてけれども、その同じ工区の中で排水管の布設工事がまた別途発注されております。その舗装工事については、その排水管工事の終わった後に一般で全部での施工をやる計画だったわけでありましてけれども、その工事期間内での施工調整が困難であるということは、できなかったということで、この舗装工の一部を減工するものでございます。よって、道路工事用のコンクリート側溝300型から400型でございますけれども、これは1メートルほど増工しております。ボックスカルバートについては、変更前と同じでございます。

アスファルト舗装分、これは車道でございますけれども、5,430平方メートルから1,610平方メートルを減じて3,820平方メートルとなったところでございます。

また、アスファルト舗装の歩道分、厚さ3センチでございますけれども、3,330平方メートルから2,630平方メートルで700平方メートルの減となったものでございます。

あと、歩車道の境界ブロックでありますけれども、これについては16メートル減

の848メートル、あと区画線の実線の幅が15センチでありますけれども、これについても950メートルということで、前設計よりも540メートルを減じた計画となったわけであります。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

次のページ、9ページ、10ページ、11ページに工事箇所あるいは平面図、横断図等を記載しておりますので、参照願いたいと思います。

続きまして、報告第4号について説明申し上げます。12ページをお開き願いたいと思います。

報告第4号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成29年3月2日、工事請負の変更契約を締結する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書、平成27年度（復交）町道五十刈線橋梁かけかえ工事について、工事請負変更契約を締結する必要性が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月2日でございます。

14ページに資料を添付しておりますけれども、工事名につきましては、平成27年度（復交）町道五十刈線橋梁かけかえ工事。

契約締結年月日が平成27年12月11日、変更契約年月日が平成28年12月9日でございます。第2回の変更契約年月日が平成29年3月2日でございます。

変更前の請負金額でございますが、1億7,192万1,960円でございます。変更後の請負金額が1億7,040万7,800円でございます。よって、151万4,160円の減額となるものでございます。

契約の相手方でございますが、亘理町荒浜字水神62番地、阿部工務店・結城組・勝田組復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

この工事につきましては、道路網の整備といたしまして、町道五十刈線の道路改良工事でございますけれども、この道路改良工事の中に、舟入北橋のかけかえと岩地蔵幹線用水路が走っておりますけれども、その下にあるいわゆる管渠がボックスでありますけれども、このボックスカルバートの管渠の入れかえ工事を行う工事でございます。この工事につきましては、橋梁部分と函渠工の部分については、本体

の五十刈線と一体で舗装を施工する考えであったわけでありましてけれども、これもこの函渠工と橋梁部分については、本体の舗装工事の時期が調整できなかったということから、この舗装工の一部を減工する内容となったわけでございます。

これにつきましては、上部工、下部工あるいは函渠工等につきましては、変更前と同じでございますけれども、道路改良の舗装工の部分で表層工、車道部でございますけれども、これが760平方メートルの減で370平方メートルでございます。また、歩道部、厚さ3センチでございますけれども、これも70平方メートルを減じて322平方メートルでございます。また、乗り入れ分の表層工でございますけれども、これらについては323平方メートルを減じて62平方メートルとしたものでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

16ページ、17ページにつきましては、平面図、位置図等をつけておりますので、参照願いたいと思います。

以上で報告第4号については説明を終わります。

続きまして、20ページをお開き願いたいと思います。

報告第5号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成29年3月3日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書、平成28年度吉田地区防災広場整備工事（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月3日でございます。

次のページをお開き願いたいと思いますけれども、まず工事名であります、平成28年度吉田地区防災広場整備工事（復交）。

契約の年月日でございますが、平成28年9月8日、変更契約年月日が平成29年3月3日でございます。

変更前の請負金額が1億1,340万円でございます。変更後の請負金額が1億1,514万7,440円で、よって174万7,440円の増額となるものでございます。

契約の相手方でございますが、亙理町逢隈上郡字天王62番地2、千石建設・宮城林産、木村建設復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

この工事につきましては、災害発生時における一次避難場所として位置づけしております防災広場を整備するための吉田地区の工事でございます。この工事の中に広場の施設であります工事の中にトイレの設置を計画したわけでありましてけれども、地盤の調査を行ったところ、必要な許容地耐力が得られなかったということから、その対策として地盤改良でございますけれども、柱状改良で、これはパイの500の長さが4メートルでございますけれども、24本を増工するというものでございます。

また、一部表土部分でありますけれども、10センチのすき取りを行うことといたしまして、この部分を残土処理したため200立方メートルの搬入土が増工になったというものでございまして、盛り土工が搬入土でありますけれども、2,800から3,000立方メートルということで200立方メートルの増でございます。

あと、U型側溝は実績で1メートルが減じたということでございます。

トイレの設置工についても同じでございますけれども、その地盤改良工ということで柱状改良がパイの500の長さが4メートルを24本増工したという内容でございます。

工期については、変更前と同じでございます。

23ページが位置図です。あと、24ページが平面図、25ページが今お話しした地盤改良の側面図と地盤改良の平面図24本分の位置をあらわしておりますので、参照していただければと思います。

続きまして、26ページの報告第6号について説明を申し上げます。

報告第6号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成29年3月3日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書、平成28年度逢隈地区防災広場整備工事（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月3日でございます。

次の28ページをお開き願いたいと思っておりますけれども、工事名につきましては、平成28年度逢隈地区防災広場整備工事（復交）でございます。

契約年月日が平成28年9月8日、変更契約年月日が平成29年3月3日でございます。

す。

変更前の請負金額ですが、1億6,308万円、変更後の請負金額が1億6,409万5,200円でございます。よって、101万5,200円の増額となるものでございます。

契約の相手方でございますが、亙理町逢隈高屋字中野上108番地、斎藤工務店・小野工務店・永井組復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

この工事につきましては、先ほどの吉田地区と同じように、いわゆる災害発生時における一次避難場所として位置づけております逢隈地区の防災広場の工事でございます。この工事の変更の内容につきましても、吉田地区と同じようにこの広場にトイレの設置を計画しておったところでございますけれども、トイレの設置に伴いまして、地盤調査、サウンディング試験でありますけれども、行ったところ、現状地盤では設置に必要な許容地耐力が得られなかったというようなことから、その改良の対策としての地盤改良、柱状改良でございますが、これはパイ600のエル4メートルでございますけれども、21本を増工するというものでございます。

あともう一つは、雨水の排水設備工におきまして、官民境界にU型の側溝を設置したわけでありまして、これらについても流末まで結ぶのには23メートルの増工する必要があるということから、変更を行うものでございます。

工期については、変更前と同じでございます。

この内容につきましても位置図が次の29ページ、あと30ページには平面図、あと31ページには柱状改良の平面図、あるいは側面図を添付しておりますので、参照いただければと思います。

以上で一括の説明を終わらせていただきます。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第3号 専決処分の報告についてから、報告第6号 専決処分の報告についてまでの説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

#### 日程第20 委員会の閉会中の継続審査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第20、委員会の閉会中の継続審査申出についての件を議題いたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 産業建設常任委員長から委員会において審査中の事件について、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### 日程第21 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### 日程第22 委員会の閉会中の先進地調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第22、委員会の閉会中の先進地調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 総務常任委員長及び産業建設常任委員長並びに教育福祉常任委員長から、会議規則第72条第1項の規定により、お手元に配付いたしました申出書のと

おり、閉会中の先進地調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務常任委員長及び産業建設常任委員長並びに教育福祉常任委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、総務常任委員長及び産業建設常任委員長並びに教育福祉常任委員長から申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

なお、議長からご紹介いたします。総務課阿部課長、被災者支援課吉田課長、健康推進課岡元課長、農林水産課齋藤課長、生涯学習課佐藤課長、ご起立いただきます。

このたび、5名の皆様は3月末日をもって退職となります。議場の皆さんから大きな拍手をもって労をねぎらいたいと思います。大変ご苦労さまでございました。

お座りください。

これをもって、平成29年3月第9回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時28分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 渡辺 壮一 の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 鈴木 邦 昭

署名議員 木村 満